

# 育児・介護休業法の概要

※令和6年5月31日公布の改正法の内容

赤字：令和7年4月1日施行／青文字：令和7年10月1日施行

## 育児関係の制度(概要)

※各種制度の利用につき、一定の要件や労使協定で除外できる場合があります。詳細については、ホームページ掲載の各種資料をご覧ください。

### ●育児休業

- ・子が1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は最長2歳）に達するまでの育児休業の権利を保障（父母ともに育児休業を取得する場合で一定の要件を満たす場合は子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】）
- ・子が1歳に達するまでに分割して原則2回まで取得可能

### ●出生時育児休業（産後パパ育休）

- ・子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業の権利を保障
- ・まとめて申し出ることによって2回に分割して取得可能（※上記育児休業とは別に取得可能）

### ●子の看護等休暇

- ・小学校3年生修了までの子を養育する労働者が請求した場合、取得可能
- ・対象の子1人につき年5日/2人以上で年10日取得可能（1日又は時間単位）
- ・対象の子の病気・けが、予防接種・健康診断、**感染に伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式**について取得可能
- ・労使協定の締結により除外できる労働者につき、「引き続き雇用された期間が6か月未満」の要件を撤廃し、「週の所定労働日数が2日以下」のみとなる。

### ●所定外労働の制限

- ・小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合、所定外労働を制限。

### ●時間外労働・深夜業の制限

- ・小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合、時間外労働・深夜業を制限。

### ●育児のための所定労働時間の短縮措置等

- ・3歳に満たない子を養育する労働者（1日の所定労働時間が6時間以下である労働者を除く）に、一日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を講ずることの義務づけ。

### ●3歳に満たない子の育児のためのテレワークの導入（努力義務）

### ●柔軟な働き方を実現するための措置等

- ・3歳から小学校就学前の子を養育する労働者について、利用可能。
- ・事業主が以下の措置から2以上を選択して講じ、労働者が1つを選択して利用。
- 始業時刻等の変更、テレワーク（10日/月）、保育施設の設置運営等、短時間勤務、新たな休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日/年）

## 育児休業の取得状況の公表

- 育休取得状況の公表義務（常時雇用労働者数1,000人超の企業→300人超へ拡大）

## 介護関係の制度(概要)

※要介護状態(2週間以上の常時介護を必要とする状態)の対象家族を介護するための制度

### ●介護休業

- ・対象家族1人につき通算93日の範囲内で介護休業の権利を保障（3回に分割可能）

### ●介護休暇

- ・対象家族1人につき年5日/2人以上で年10日取得可能（1日又は時間単位）
- ・労使協定の締結により除外できる労働者につき、「引き続き雇用された期間が6か月未満」の要件を撤廃し、「週の所定労働日数が2日以下」のみとなる。

### ●所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

- ・要介護状態の対象家族を介護する労働者がその介護のために請求した場合、制限。

### ●介護のためのテレワークの導入（努力義務）

### ●介護のための所定労働時間の短縮措置等

- ・対象家族1人につき、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする、以下の措置のいずれかを講ずることの義務付け。
- 所定労働時間を短縮する制度・フレックスタイム制・時差出勤制度・介護費用助成その他これに準ずる制度

## 労働者への個別周知・意向確認、雇用環境整備の措置

- ・本人または配偶者の妊娠・出産などを申し出た労働者  
→育児休業制度等を個別に周知し、休業の取得意向を確認する義務（上記の申出時や養育する子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取し配慮する義務の追加）
- ・家族の介護に直面した旨を申し出た労働者  
→介護休業に関する制度、両立支援制度等を個別に周知し、取得意向を確認する義務
- ・介護に直面する前の早い段階（40歳等）の労働者  
→介護に関する両立支援制度等に関する情報提供義務
- ・事業主に、育児休業及び出生時育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、**介護離職を防止するため**、研修や相談窓口の設置等の雇用環境整備の措置を講ずることを義務付け。

## 不利益取扱いの禁止等

- ・労働者の制度利用の申出又は取得等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止
- ・事業主に、休業等に関するハラスメント防止措置を講ずることを義務付け。